# 京都先端科学大学 学友会会則 総則

## 第1章

第1条 名称

本会は京都先端科学大学学友会という。

第2条 本部

本会は本部を京都府亀岡市曽我部町南条大谷 1-1、京都先端科学大学京都亀岡キャンパス内に置く。

第3条 組織

本会は京都先端科学大学全学部全学生をもって組織する。

第4条 目的

本会は学生の自由と権利を守り、学生相互の民主的活動により、学生生活全般の発展 向上を図ることを目的とする。

第5条 事業

本会は前条の目的達成のため必要な事業を行う。

第6条 会員の権利義務

本会は京都先端科学大学全学部全学生が入会の義務を持つ。

## 第2章 運営資金及び会計

第1条 運営資金

本会の運営は、入会金、年会費、寄付金及びその他収入による。

入会金及び年会費の額並びにその納入方法は、次のとおりとする。

- 1. 入会金は13,000円とする。
- 2. 年会費は4,000円とする。
- 3. 入会金は入学時、年会費は毎学年度の始めに納入しなければならない。
- 4. 入会金及び年会費の徴収は、大学に委託して行う。

第2条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第3章 機関

第1条 構成機関

本会の目的達成のため次の機関を置く。

常設委員会はその委員会の内規の定めるところにより、定期的に会議を開く義務を負う。

- 1. 全学学生大会
- 2. 中央委員会
- 3. 執行委員会
- 4. 文化・体育連合協議会
- 5. 龍尾祭実行委員会
- 6. 国際委員会
- 7. 広報委員会
- 8. 新龍祭実行委員会
- 9. 謝恩会実行委員会
- 10. 特別委員会

全学学生大会・特別委員会以外を常設機関とする。

特別委員会は、複数の機関の総称とする。

但し、各常設機関を兼任する場合は、所属機関と所属予定機関の最高責任者の許可を 必要とする。

#### ※ 組織図参照

第1節. 全学学生大会

第2条 機関の役割

全学学生大会は本学の最高決議機関である。

第3条 招集

全学学生大会の招集は中央委員会議長が行う。

第4条 区分

全学学生大会は定期大会と臨時大会とする。

第5条 定期大会

定期大会は年に一度これを行う。

第6条 臨時大会

臨時大会は次の場合に開く。

- 1. 全会員の 1/4 以上の要請があったとき。 但し、署名の場合は中央委員会において有効数を調査する。
- 2. 中央委員会が必要性を認めたとき。

第7条 大会規定

全学学生大会は全会員の 1/4 以上の出席をもって成立する。

第8条 議決規定

全学学生大会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。 議決権は学友会役員を除く全会員が持つ。

第9条 決議執行

全学学生大会の決議事項は、中央委員会主導のもと執行される。

第2節. 学友会幹部会

第10条 目的

学友会実務における意思決定をする。

第11条 幹部役員

学友会幹部役員は各常設 8 機関より幹部 4 役、計 32 名で構成される。 幹部 4 役とは長、副長、会計、監査を指す。

第12条 庶務

学友会幹部役員は必要に応じて各機関の庶務を構成員に含めてもよい。 但し、庶務は議決権を有しない。

第13条 定期学友会幹部会

学友会幹部役員は週に1回定期的に学友会幹部会を開く。

但し、長期休暇中はこの限りではない。

第14条 臨時学友会幹部会

臨時学友会幹部会は次のときには開かなければならない。

- 中央委員会議長が必要と認めたとき。
- 学友会幹部役員の 1/2 以上の要請があるとき。
- 各常設委員会からの要請があるとき。

## 第15条 決議

議決権は議長を除く各常設機関の幹部 4 役が有する。

但し、議案関係者及び議長の判断により議決権を行使するのに不適当とされたものは 議決権を有しない。

学友会幹部会の議決はすべて中央委員会議長に委ねる。

## 第4章 事務局

第1条 会務の委託

本会の運営にあたり、大学学生センター学生課を事務局として必要な業務を委託する。

委託内容については両者で協議し決定するものとする。

## 第5章 会則改正

学友会会則とは、学友会 会則総則及び学友会 細則のことを指す。

本会の会則改正の発議は学友会幹部役員の 2/3 以上の議決、又は全会員の 1/4 以上の同意を必要とする。

本会の会則の改正は全学学生大会で承認を得なければならない。

付則

2023 年 12 月 19 日 施行

京都先端科学大学 学友会 組織図

